

# 第五 議 員

地方自治法

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。



# 1 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例

昭和28年4月1日

条例第11号の2

(目的)

第1条 この条例は、熊本県議会議員（以下「議員」という。）に対する議員報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(議員報酬等の種類)

第2条 議員に対する議員報酬等は、議員報酬、費用弁償及び期末手当とする。

(議員報酬)

第3条 議員報酬の額は、次の区分により、毎月21日に支給する。

議長 月額 970,000円

副議長 月額 870,000円

議員 月額 780,000円

2 前項に定める議員報酬の額のほか、常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会の委員長又は副委員長の職にある議員に対しては、次に掲げる額を前項に定める日に支給する。ただし、第5条の規定により支給する期末手当の額の算定にあたっては、この額は、含めないものとする。

委員長 月額 10,000円

副委員長 月額 5,000円

3 退職、失職、除名若しくは死亡の場合は、第1項の期日にかかわらずこれを支給する。

(議会招集の議員報酬)

第4条 正当の事由なく議会の招集に応じないときは、その議会の属する月の議員報酬は、支給しない。

(期末手当)

第5条 期末手当は、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例第15条の5第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めること

とされている事項については、規則で定めるものとする。  
第6条及び第7条 削除

(公務旅行の費用弁償)

第8条 公務のため、国内旅行するときは、別表第1により、その費用を弁償する。

2 公務のため、外国旅行するときは、一般職の職員の例により、その費用を弁償する。ただし、支度料については、支給しない。

(議会等出席の場合の費用の弁償)

第9条 議会、委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項に規定する会議規則の定めるところにより設けられる議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）に出席したときは、前条の規定にかかわらず、その会期中について、別表第2によりその費用を弁償する。

2 同日に2以上の委員会又は協議等の場に出席したときは、その一の委員会又は協議等の場について支給する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、議員報酬等の支給については、一般職の職員の例による。

附 則

- 1 この条例は、昭和28年4月1日から施行する。
- 2 熊本県議会議員の報酬並びに費用弁償条例（昭和24年熊本県条例第23号）は、廃止する。
- 3 熊本県議会議員に対する期末手当の支給に関する条例（昭和27年熊本県条例第119号）は、廃止する。  
(第4項及び第5項略)

(中略)

附 則（令和7年12月25日条例第44号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の熊本県知事等の給与及び旅費に関

する条例（以下「第1条改正後知事等給与条例」という。）第4条の規定、第3条の規定による改正後の熊本県教育長等の給与等に関する条例（以下「第3条改正後教育長等給与条例」という。）第4条の規定及び第5条の規定による改正後の熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例（以下「第5条改正後議員報酬等条例」という。）第5条の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 第1条改正後知事等給与条例、第3条改正後教育長等給与条例又は第5条改正後議員報酬等条例の規定を適用する場合においては、次の各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、当該各号に定める条例の規定による給与の内払とみなす。

- （1）第1条の規定による改正前の熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例第1条改正後知事等給与条例
- （2）第3条の規定による改正前の熊本県教育長等の給与等に関する条例第3条改正後教育長等給与条例
- （3）第5条の規定による改正前の熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例第5条改正後議員報酬等条例

附 則（令和8年3月25日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

- （1）熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例別表第2
- （2）熊本県教育長等の給与等に関する条例別表
- （3）熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例別表第2
- （4）熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例別表第1及び別表第2
- （5）熊本県報酬及び費用弁償条例別表第2

（規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第8条関係）

区分	鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行諸費 (1日につき)	宿泊費
議長	その乗車に要する運賃（急行料金、特別車両料金及び座席指定料金を含む。）	1 運賃（運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最上級の運賃の額） 2 寝台料金、座席指定料金及び特別船室料金（これらの費用は、1に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。） 3 1及び2に掲げる費用に付随する費用（1に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）	円 37	円 3,300	地域の実情を勘案して規則で定める額（宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、宿泊に要する費用の額）
副議長			円 37	円 3,000	
議員					

別表第2（第9条関係）

区分	費用弁償の額	
定額	一日につき	5,000円
加算額	交通費	最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により旅行をした場合における次に掲げる旅行の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額  1 鉄道旅行 その乗車に要する運賃（急行料金、特別車両料金及び座席指定料金を含む。）  2 水路旅行 次に掲げる費用の額の合計額  (1) 運賃（運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最上級の運賃の額）  (2) 寝台料金、座席指定料金及び特別船室料金（これらの

		<p>費用は、(1)に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる費用に付随する費用((1)に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)</p> <p>3 陸路旅行(鉄道旅行を除く。) 車賃(路程1キロメートルにつき37円)。ただし、高速自動車国道等の有料道路を利用する区間については、当該有料道路を利用する区間に係る料金に相当する額を加算した額</p>
	<p>宿泊費</p>	<p>居住地が熊本市の区域内にない議員が熊本市の区域内に宿泊した場合 地域の実情を勘案して規則で定める額(当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額)</p>

## 2 熊本県特別職の職員等の旅費等に関する規則

令和8年3月31日  
熊本県規則第17号

(趣旨)

第1条 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和27年熊本県条例第111号。以下「知事等給与条例」という。）別表第2、熊本県教育長等の給与等に関する条例（昭和63年熊本県条例第21号。以下「教育長等給与条例」という。）別表及び熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和26年熊本県条例第43号。以下「特別職秘書給与条例」という。）別表第2の規定に基づく旅費並びに熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例（昭和28年熊本県条例第11号の2。以下「議員報酬等条例」という。）別表第1及び別表第2並びに熊本県報酬及び費用弁償条例（昭和32年熊本県条例第14号。以下「費用弁償条例」という。）別表第2の規定に基づく費用弁償については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

(宿泊費基準額等)

第2条 知事等給与条例別表第2、教育長等給与条例別表、特別職秘書給与条例別表第2、議員報酬等条例別表第1及び別表第2並びに費用弁償条例別表第2に規定する規則で定める額は、別表に定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。

2 知事等給与条例別表第2、教育長等給与条例別表、特別職秘書給与条例別表第2、議員報酬等条例別表第1及び別表第2並びに費用弁償条例別表第2に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、知事が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

(1) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により他の宿泊施設を利用することが困難であるとき。

(2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）		
	知事及び議長	副知事、教育長、 常勤の監査委員、 病院事業の管理 者、副議長、議員 及び費用弁償条 例の適用を受け る者（同条例別表 第2の教育委員 会の委員の項か ら監査委員の項 までに該当する 者に限る。）	特別職の秘書及 び費用弁償条 例の適用を受け る者（同条例別表第 2の附属機関の 委員その他の構 成員の項から選 挙立会人の項ま でに該当する者 に限る。）
北海道	30,000円	20,000円	15,000円
青森県	24,000円	16,000円	12,000円
岩手県	20,000円	13,000円	10,000円
宮城県	24,000円	16,000円	12,000円
秋田県	22,000円	14,000円	11,000円
山形県	20,000円	13,000円	10,000円
福島県	18,000円	12,000円	9,000円
茨城県	22,000円	14,000円	11,000円
栃木県	22,000円	14,000円	11,000円
群馬県	24,000円	16,000円	12,000円
埼玉県	32,000円	21,000円	16,000円
千葉県	34,000円	22,000円	17,000円
東京都	42,000円	27,000円	21,000円
神奈川県	32,000円	21,000円	16,000円
新潟県	32,000円	21,000円	16,000円
富山県	22,000円	14,000円	11,000円
石川県	20,000円	13,000円	10,000円
福井県	20,000円	13,000円	10,000円
山梨県	26,000円	17,000円	13,000円
長野県	26,000円	17,000円	13,000円
岐阜県	26,000円	17,000円	13,000円
静岡県	24,000円	16,000円	12,000円
愛知県	24,000円	16,000円	12,000円
三重県	24,000円	16,000円	12,000円
滋賀県	22,000円	14,000円	11,000円
京都府	40,000円	26,000円	20,000円

大阪府	32,000円	21,000円	16,000円
兵庫県	34,000円	22,000円	17,000円
奈良県	24,000円	16,000円	12,000円
和歌山県	22,000円	14,000円	11,000円
鳥取県	18,000円	12,000円	9,000円
島根県	24,000円	16,000円	12,000円
岡山県	28,000円	18,000円	14,000円
広島県	28,000円	18,000円	14,000円
山口県	18,000円	12,000円	9,000円
徳島県	20,000円	13,000円	10,000円
香川県	30,000円	20,000円	15,000円
愛媛県	24,000円	16,000円	12,000円
高知県	24,000円	16,000円	12,000円
福岡県	34,000円	22,000円	17,000円
佐賀県	22,000円	14,000円	11,000円
長崎県	26,000円	17,000円	13,000円
熊本県	28,000円	18,000円	14,000円
大分県	22,000円	14,000円	11,000円
宮崎県	22,000円	14,000円	11,000円
鹿児島県	22,000円	14,000円	11,000円
沖縄県	24,000円	16,000円	12,000円

### 3 熊本県議会議員記章着用規程

昭和34年4月28日  
議会公告第1号

第1条 熊本県議会議員は、その身分を明らかにするため、別記様式による熊本県議会議員記章(以下「議員記章」という。)を着用するものとする。

第2条 議員記章は洋服の場合は、左きん部に、和服の場合は左胸部に着用するものとする。

第3条 議員記章は、議員に貸与するものとする。

第4条 議員記章は、他人に貸与又は譲渡することはできない。

第5条 議員記章を紛失或はき損したときは、すみやかにその理由を附して議長に届け出で、再交付を受けるものとする。但し、この場合は、その実費を弁償しなければならない。

第6条 退職、任期満了等の事由により議員の職を失った場合は、議員記章を速かに議長に返納しなければならない。

第7条 議員記章の管理事務は、議会事務局総務課において行う。

2 総務課は、議員記章台帳を備え付け、各議員に貸与する議員記章の番号、交付年月日、紛失年月日、紛失事由、返納月日を記入するものとする。

#### 附 則

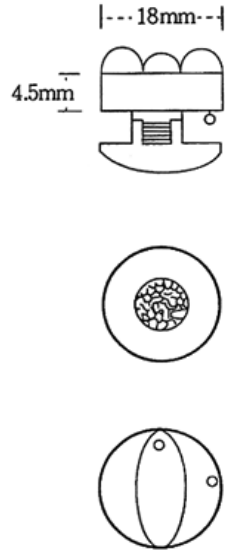
- 1 この規程は、昭和34年4月30日から適用する。
- 2 熊本県議会議員の徽章(バッヂ)(昭和31年2月14日公示第1号)は、廃止する。

## 別記様式

### 一、型式及び付属

勲章略章型

金属部分  
モール部分  
紺色  
金色



### 二、寸法

裏笠 水雷型(七耗×一八耗)ネジ止めとし、「熊本県議会議員記章」  
名と番号を刻印する。付属として絹編み紺色、引環付防止紐をつける。  
直径一八耗、枠部高さ四・五耗

※本規程には、令和9年4月30日施行の改正規定があります。改正規定は次ページに参考として掲載しています。

## 参考（令和9年4月30日施行）

### 3 熊本県議会議員記章着用規程

昭和34年4月28日  
議会公告第1号

第1条 熊本県議会議員は、その身分を明らかにするため、別記様式による熊本県議会議員記章（以下「議員記章」という。）を着用するものとする。

第2条 議員記章は、任期ごとに、議員一人につき一個を交付する。

第3条 議員記章は、他人に貸与又は譲渡することはできない。

第4条 議員記章を紛失或はき損したときは、すみやかにその理由を附して議長に申し出て、再交付を受けるものとする。但し、この場合は、その実費を負担しなければならない。

第5条 議員記章の管理事務は、議会事務局総務課において行う。  
2 総務課は、議員記章台帳を備え付け、各議員に交付する議員記章の番号、交付年月日等を記入するものとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、昭和34年4月30日から適用する。
- 2 熊本県議会議員の徽章（バッジ）（昭和31年2月14日公示第1号）は、廃止する。

#### 附 則（令和7年7月18日議会告示第4号）

- 1 この規程は、令和9年4月30日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に存する改正前の熊本県議会議員記章着用規程の規定により貸与された議員記章の取扱いについては、なお従前の例による。

#### 別記様式

- 1 型式及び付属  
勲章略章型 金属部分 金色  
モール部分 紺色  
裏笠 タイタック式とし、台座に「熊本県議会議員記章」名と年号及び番号を刻印する。  
付属として絹編み紺色、引環付防止紐をつける。
- 2 寸法  
直径 18 ミリメートル、梓部高さ 4.5 ミリメートル

## 4 熊本県議会議員防災被服類規程

昭和 39 年 6 月 26 日  
議会公告第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、熊本県議会議員が非常災害時等に必要となるときに着用する防災被服類の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給時期及び被服類の規格)

第 2 条 被服類は、新たに議員に就任したときに支給する。支給する被服類は、防災服(常用、盛夏用、制服)、防寒服、防災帽子及び付属品とする。

(転貸の禁止)

第 3 条 防災被服類は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(再度の支給及び弁償)

第 4 条 議員は、支給を受けた防災被服類が摩耗又はき損など使用に堪えなくなったとき、亡失したときは、再度支給を受けることができる。

2 前項の場合において、再度支給を受ける理由が議員の故意又は重大な過失によって生じたことが明らかなきときは、その費用は、当該議員が負担するものとする。

(防災被服類の管理事務)

第 5 条 防災被服類の管理事務は、議会事務局総務課において行なう。

2 総務課は、被服台帳を備え付けるものとする。

附 則

この規程は、昭和 39 年 6 月 26 日から適用する。

(中略)

附 則(令和 7 年 3 月 18 日議会告示第 2 号)

1 この規程は、告示の日から施行する。

- 2 この規程の施行前に貸与している防災被服類については、この規程により支給したものとみなす。

## 5 熊本県議会議員の請負の状況の公表等に関する規程

令和6年3月1日  
議会告示第1号

(目的)

第1条 この規程は、熊本県議会（以下この条及び次条において「議会」という。）の議員（以下「議員」という。）が熊本県（以下この条及び次条において「県」という。）に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における当該請負の状況を公表すること等により、議員の県に対する請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(請負の状況の報告)

第2条 県と請負の契約をした議員は、当該請負の対価の支払を受けた日から起算して30日を経過する日までに、議会の議長（以下「議長」という。）に対し、当該請負ごとの状況について、次に掲げる事項を記載した書面（次項及び第7条において「請負状況報告書」という。）により報告しなければならない。

- (1) 当該請負の対象となる役務、物件等
- (2) 当該請負において県を代表して契約を締結した者の職名
- (3) 当該請負の契約を締結し、及び対価の支払を受けた日
- (4) 支払を受けた当該請負の対価の額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 請負状況報告書は、別記第1号様式によるものとする。

(訂正の届出)

第3条 議員は、前条第1項の規定による報告の内容に訂正があるときは、議長に対し、当該訂正の内容及び理由を記載した書面（次項及び第7条において「訂正届」という。）により届け出なければならない。

2 訂正届は、別記第2号様式によるものとする。

(電子情報処理組織による報告等)

第4条 第2条第1項又は前条第1項の規定による報告又は届出については、これらの規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその報告又は届出の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた報告及び届出については、当該報告又は届出に関する第2条第1項又は前条第1項に規定する方法により行われたものとみなす。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた報告及び届出は、議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に議長に到達したものとみなす。

（期限の特例）

第5条 第2条第1項の規定による報告の期限が熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

（請負の状況の公表）

第6条 議長は、第2条第1項又は第3条第1項の規定による報告又は届出があったときは、速やかに、議員ごとの請負の状況について、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（請負状況報告書等の保存）

第7条 請負状況報告書及び訂正届（次条第3項及び第4項において「請負状況報告書等」という。）並びに第4条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた報告及び届出（次条第1項において「電子情報処理組織による報告等」という。）は、議長において、第2条第1項の規定により報告すべき期限の属する会計年度の翌会計年度の初日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（請負状況報告書等の閲覧）

第8条 何人も、前条の規定により保存されている請負状況報告書その他のものを閲覧することができる。ただし、電子情報処

理組織による報告等の閲覧は、当該電子情報処理組織による報告等に記録されている事項を議長の使用に係る電子計算機を用いて閲覧する方法によってのみ行うことができる。

2 前項の規定による閲覧は、議長が指定する場所で、熊本県の執務時間に関する規則（平成元年熊本県規則第31号）第1条に規定する執務時間中にしなければならない。

3 請負状況報告書等及び第1項ただし書の議長の使用に係る電子計算機は、前項の場所以外の場所に持ち出すことができない。

4 第1項の規定による閲覧をする者は、請負状況報告書等又は同項ただし書の議長の使用に係る電子計算機を丁寧に取り扱い、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 請負状況報告書等又は議長の使用に係る電子計算機を破損し、汚損し、加筆し、複写し、又は撮影する行為

(2) 第2項の議長が指定する場所における他人の迷惑となる行為

5 前3項の規定に違反する者に対しては、議長は、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年3月1日から施行し、令和5年4月1日以降に議員がその対価の支払を受けた請負から適用する。

(経過措置)

2 令和5年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間にその対価の支払を受けた請負の状況を報告する場合における第2条第1項の規定の適用については、同項中「当該請負の対価の支払を受けた日から起算して30日を経過する日」とあるのは、「令和6年6月30日」とする。

年 月 日

熊本県議会議長 様

熊本県議会議員

請負状況報告書

- 1 請負の対象となる役務・物件等
  
- 2 当該請負において県を代表して契約を締結した者の職名
  
- 3 当該請負の契約を締結し、及び対価の支払を受けた日
  - (1) 当該請負の契約を締結した日
  
  - (2) 当該請負の対価の支払を受けた日
  
- 4 支払を受けた当該請負の対価の額

(注)

- 1 この報告書は、県に対する請負の対価の支払を受けた日から30日以内に提出してください。
- 2 当該請負において県を代表して契約を締結した者の職名は、「熊本県知事」、「熊本県教育長」などの当該契約における県の代表者の職名を記入してください。
- 3 支払を受けた当該請負の対価の額は、消費税及び地方消費税を含む額を記入してください。

別記第2号様式（第3条関係）

年 月 日

熊本県議会議長 様

熊本県議会議員 \_\_\_\_\_

### 訂 正 届

請負の状況として報告した内容に次のとおり訂正がありますので、熊本県議会議員の請負の状況の公表等に関する規程第3条第1項の規定により届け出ます。

1 訂正の内容

2 訂正の理由